

# 障がい児への支援

心や体にハンディを持っている子どもの支援策や給付制度のご案内です。

## 障がい者手帳等の交付

### ●療育手帳

知的障がいがあり、単独で日常生活又は社会生活を送ることが困難な方に交付されます。18歳未満の方は児童相談所が判定します。北海道では、A、Bに区分されています。

### ●身体障害者手帳

疾病、事故等によって肢体や視覚、聴覚等身体上の機能に障がいを有するため、日常生活又は社会生活を送るうえで制限を受ける方に交付されます。手帳は1級から6級まで区分されています。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいがあり、日常生活又は社会生活を送ることが困難な方に交付されます。1級から3級まで区分されています。

●問合せ 健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

## 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童を養育している方で、所得が一定額未満の方に支給されます。

▽支給額 1級 月額 52,400円

2級 月額 34,900円

※支給額は今後変更になることがあります。

●問合せ 健康福祉課 福祉支援グループ

☎82-5541

## 重度心身障がい者医療費助成制度

○身体障害者手帳の等級1・2級（内部障がいの場合は3級を含む）、療育手帳A判定および重度の知的障がいと診断された方を対象に助成します。

○精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。（入院は対象外です。）

●問合せ 町民課 後期高齢・医療給付グループ

☎82-2325

## 自立支援医療（精神通院医療）制度

精神障がいがあり、継続的に通院医療を受ける場合の医療費を一部公費負担する制度です。

※世帯収入と症状によって、自己負担額が異なります。

●問合せ 健康福祉課 福祉支援グループ

☎82-5541

## 自立支援医療（育成医療）制度

身体に障がいのある児童または将来において障がいを残すと認められている疾患がある児童が、その障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を受ける場合の医療費を一部公費負担する制度です。

※世帯収入によって、自己負担額がことなります。

●問合せ 健康福祉課 福祉支援グループ

☎82-5541

区分	重度心身障がい者医療費助成制度の助成内容
3歳未満の子ども および 住民税非課税世帯※	* 保険診療の自己負担額のうち、初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）をご負担いただき、それ以外を助成します。 * 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。
住民税課税世帯	* 保険診療の自己負担額のうち、1割をご負担いただき、それ以外を助成します。 * 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方は、通院のみ助成します。

※所得制限があり、本人及び扶養義務者の所得が限度額を超過した場合は対象とはなりません。

※住民税非課税世帯→「主たる生計維持者」および「世帯全員」が町道民税「非課税」である世帯。

※負担したお子さんの医療費は、子ども医療費の助成対象となる場合があります。（詳細P.11）

注1）1ヶ月の一部負担額が一定の限度額を超えた場合は、払い戻しを受けることができます。

注2）日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の制度の助成を受けられる場合は対象外となります。